



(注) 以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点（5/28現在）での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、今般の緊急事態宣言の延長等を踏まえ、以下のとおり7月についても、5月・6月の助成内容を継続することとする予定です。

(1) 「雇用調整助成金」について

雇用調整助成金等の特例措置は5月・6月・7月は縮減され、1日当たりの上限額が13,500円（4月までは同15,000円）となります。また、中小企業で解雇等を行わなかった場合の助成率は9/10（4月までは10/10）となります。

なお、まん延防止等重点措置解除地域（仙台市）において、知事の要請による営業時間短縮等に協力する事業主は4月まで適用されていた特例措置が6月まで適用されます。

また、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の事業主は4月まで適用されていた特例措置が7月まで引き続き適用されます。

(2) 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請対象期間が7月まで延長されます。なお、1日当たりの上限額は9,900円（4月までは11,000円）となります。

なお、まん延防止等重点措置解除地域（仙台市）において、知事の要請による営業時間短縮等に協力する事業主は4月まで適用されていた特例措置が6月まで適用されます。

【お問合せ先】

・雇用調整助成金  
職業対策課（022-299-8063）

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
コールセンター（0120-221-276）

---

2. 労働保険年度更新手続きが始まります。

---

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要です。

この手続きを「年度更新」といいます。

手続き期間は6月1日から7月12日までです。期限が近づくほど混雑する傾向にありますので、お早目の手続きをお願いします。

●令和3年度労働保険の年度更新期間について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/hoken/roudouhoken21/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/roudouhoken21/index.html)

---

### 3. 年度更新手続きには、電子申請が便利です。

電子申請にすると、開庁時間に関わらず、自宅やオフィスから、いつでも提出することができます。新型コロナウイルス感染拡大防止の一環になりますので、これを機に、是非、電子申請による手続きをご検討ください。

●労働保険関係手続きの電子申請について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/hoken/denshi-shinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/denshi-shinsei.html)

---

### 4. 労働保険料の納付は口座振替が便利です。

貴社ではどんな方法で労働保険料を納付していますか。現金納付やインターネットバンキングも可能ですが、口座振替がもっとも便利です。

口座振替は、既に会社の口座を開設している金融機関に申込をすることでご利用できるようになります。手数料がかかりませんし、なにより通常の納期限よりもゆとりができます。引き落とし前に葉書でお知らせしますし、引き落とし後は、結果を葉書でお知らせします。

前述の電子申請と同様、この機会に是非ご検討ください。なお、この口座振替については申込締切日があります。厚生労働省ホームページでご確認ください。

●労働保険料等の口座振替納付  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/hoken/hokenryou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/hokenryou/index.html)

---

5. ハローワークを会場に「働き方改革 個別相談会」を開催します。

---

中小企業の皆様を対象に、宮城働き方改革推進支援センター（厚生労働省委託事業）が「働き方改革に関する相談」を無料でお受けします。

労働時間にかかる労務管理について、働き方改革にかかる支援制度を知りたい等について、ハローワークを会場に無料相談できますので御参加ください。（6月、7月、8月の予定を掲載します。）

●ハローワーク大和

6月11日、6月25日、7月9日、7月21日、8月13日、  
8月27日 相談時間：13：30～15：30

●ハローワーク石巻

6月11日、6月25日、7月9日、7月21日、8月13日、  
8月27日 相談時間：13：00～17：00

●ハローワーク塩釜

6月11日、6月25日、7月9日、7月21日、8月13日、  
8月27日 相談時間：14：30～16：30

●ハローワーク古川

6月9日、6月23日、7月14日、7月28日、8月11日、  
8月25日 相談時間：13：30～15：30

●ハローワーク大河原

6月4日、6月18日、7月2日、7月16日、8月6日、  
8月20日 相談時間：13：00～15：00

●ハローワーク白石

6月9日、6月23日、7月14日、7月28日、8月11日、  
8月25日 相談時間：13：30～15：30

●ハローワーク築館

6月10日、6月24日、7月8日、7月21日、8月12日、  
8月26日 相談時間：13：30～15：30

●ハローワーク迫

6月7日、6月21日、7月5日、7月19日、8月11日、  
8月23日 相談時間：13：30～16：30

●ハローワーク気仙沼

6月10日、6月24日、7月8日、7月21日、8月12日、  
8月26日 相談時間：13：30～15：30

**注）問い合わせ、申込受付はハローワークでは行っておりませんので、以下の【お問い合わせ・お申し込み先】までお願いします。**

詳しくは、「宮城働き方改革推進支援センター」ホームページをご確認ください。

<https://miyagi-hatarakikata.jp>

※ホームページ内に「個別相談会申込書」が掲載されていますので、FAX申し込みをお願いします。

**【検索方法】**

[宮城働き方改革推進支援センター] ⇒ [セミナー・相談会の日程] ⇒ [ハローワーク個別相談会【2021】] ⇒ [ハローワーク個別相談会スケジュール]

**【お問い合わせ・お申し込み先】**

宮城働き方改革推進支援センター

(厚生労働省宮城労働局委託事業)

住所：仙台市宮城野区原町1-3-43

TEL 0120-97-8600 FAX 022-357-0024

---

## 6. (事業者向け) 正社員雇用奨励金のご案内

---

県では、新型コロナウイルス感染症の影響で解雇や雇い止め等の理由により離職を余儀なくされた方を正社員として雇い入れた事業主に対して奨励金を支給する「みやぎ正社員雇用緊急対策事業」を実施しています。

◆正社員雇用奨励金：雇う者一人当たり50万円を支給

◆申請期間：令和4年2月28日まで(必着)

◆対象事業主の要件等については、雇用対策課ホームページをご覧ください。

●HP

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/r3seishainkoyou.html>

**【お問合せ先】** 宮城県雇用対策課 労政調整班  
(022-211-2771)

---

## 7. 宮城県事業復興型雇用創出助成金(中小企業型)のお知らせ

---

県では、県内沿岸部に所在する事業所において、令和3年1月1日以降に東日本大震災で被災した方

を雇用した中小企業の事業主を対象として、「宮城県事業復興型雇用創出助成金」を支給し、雇入れの支援を行います。

◆助成金額：労働者1人当たり3年間で最大120万円（1事業所当たり総額2千万円が上限）

◆受付期間：令和3年6月9日（水）から令和3年7月8日（木）まで（消印有効）

●宮城県事業復興型雇用創出助成金HP

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-top.html>

【お問合せ先】宮城県雇用対策課 雇用創出支援班  
(022-797-4661)

---

8. 7月は全国安全週間です。～持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全管理～

---

厚生労働省では、第94回 全国安全週間を実施します。

◆スローガン

「 持続可能な安全管理  
未来へつなぐ安全管理 」

◆実施期間

本週間 7月1日から7月7日

準備期間 6月1日から6月30日

詳細は、下記ホームページをご覧ください。

本週間の趣旨を御理解いただき、「令和3年度全国安全週間実施要綱」（宮城版）に基づく安全活動の取組をお願いします。

なお、安全週間の取組については、いわゆる「3つの密」を避けるなど新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にも十分に御配慮をお願いします。

●令和3年度全国安全週間（実施要綱等）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/20210521zennkokuannzennsyuukan.html>

【お問合せ先】健康安全課(022-299-8839)

---

9. 外国人雇用はルールを守って適正に

---

人手不足等を背景として、高度な技術や知識を身につけた外国人の方を活用している事業主の方や特定技能外国人を雇用している事業主の方、外国人技能実習生を受け入れている事業主の方、外国人留学生をアルバイトとして雇用している事業主の方がいらっしゃると思います。

外国人の雇入れ、離職の際は、その氏名や在留資格などをハローワークに届け出ることが義務づけられています。

6月の「外国人労働者問題啓発月間」にあたり、届出が適切に行われているか確認をお願いします。

また、外国人がその能力を十分に発揮できるよう、雇用管理が適切であるか、この機会に今一度確認していただくようお願いいたします。

●外国人を雇用する上でのルール

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html)

●外国人労働者の安全衛生対策について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

【お問合せ先】 職業対策課 (022-299-8062)  
健康安全課 (022-299-8839)